

(目的)

第1条 この要綱は、地域の活力の維持・向上を図ることを目的として、地域の活力・未来の担い手として期待される子育て世帯や若者夫婦世帯が区内の住み替えによる、希望する暮らし方の実現を応援するために実施する、世田谷区子育て・若者夫婦世帯住み替え応援金（以下「応援金」という。）の交付について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て世帯 転居した日（住民基本台帳に記録された日をいう。以下同じ。）において、6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（第6条に規定する応援金の交付申請時点（以下「交付申請時」という。）で、母子健康手帳が交付されている者の胎児を含む。以下同じ。）及びその親である夫婦を含む世帯をいい、ひとり親世帯を含む。
- (2) 若者夫婦世帯 転居した日において、申請者世帯の夫婦のみで構成され、そのいずれかが40歳未満である世帯をいう。ただし、転居した日において夫婦ではない場合において、交付申請時まで、夫婦となった場合を含む。
- (3) 夫婦 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条の住民票の記載事項において、「世帯主」と「世帯主との続柄が夫又は妻と記載されている世帯員（未届を含む。）」の関係にあるもの又は世田谷区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証若しくは東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書の交付を受けた関係にあるものをいう。
- (4) 申請者 応援金の交付を受けようとする世帯の代表者をいう。
- (5) 申請者世帯 申請者の属する世帯をいう。
- (6) 民間賃貸住宅 公営住宅、社宅・官舎等の給与住宅及び契約期間が1年未満の短期間の滞在を目的とした住宅を除いた居住用の賃貸住宅のうち、申請者世帯が賃貸借契約を締結した住宅をいう。

(対象世帯の要件)

第3条 交付の対象となる世帯は、次の各号に掲げる全ての要件に該当する子育て世帯若しくは若者夫婦世帯とする。

- (1) 次条に規定する対象住宅に転居した日において、夫婦のいずれか（ひとり親世帯の場合は、6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者の親又は母子健康手帳が交付されている者の胎児の親）が、引き続き1年以上世田谷区内（以下「区内」という。）に住所を有し、現に居住していること。
- (2) 申請者世帯全員（交付申請時において、18歳未満の者を除く。）が、住民税を滞納していないこと。

- (3) 申請者世帯の夫婦のうち1人以上（ひとり親世帯の場合は、6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者の親）が、地域活動団体や地域活動への参加等、地域の活力の維持・向上に資する取り組みを継続的に行う意向があること。
- (4) 申請者世帯の全員が、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく扶助を受けていないこと。
- (5) 申請者世帯の全員が、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国在留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けていないこと。
- (6) 申請者世帯の全員が暴力団関係者又は暴力団員（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団（暴排条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。以下同じ。）でないこと。
- (7) 申請者世帯に外国人がいる場合、その者が在留資格を有していること。
- (8) この要綱による応援金の交付を過去に受けた世帯でないこと。
- (9) 転居した日から起算して5年以上継続して、区内に居住する見込みであること。

（対象住宅）

第4条 交付の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、次の各号に掲げる全ての要件に該当する住宅とする。

- (1) 居住の用に供し、区内に所在する民間賃貸住宅であること。
- (2) 申請者世帯の夫婦のうちいずれか1人以上が契約名義人となり、賃貸借契約を締結した私宅であること。
- (3) 建築基準法(昭和25年法律第201号)に規定する新耐震基準（昭和56年6月施行）に適合又は同等の耐震性能を有していること。
- (4) 住宅の用に供する部分の占有面積（当該住宅の一部を事業用として使用している場合は、その部分を除く。）が、国土交通省の住生活基本計画（全国計画）（平成23年3月15日閣議決定）における、最低居住面積水準の算出計算式により算出した面積以上であること。

（応援金の内容）

第5条 応援金の内容は、せたがやP a yポイント（世田谷区商店街振興組合連合会（以下「振連」という。）が運用する電子通貨「せたがやP a y」において、景品又は特典として、振連等が付与するポイントをいう。）10万ポイントとする。

- 2 応援金は、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第6条 区長は、応援金の交付を受けようとする申請者に、転居した日から90日以内に、世田谷区子育て・若者夫婦世帯住み替え応援金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、申請させなければならない。

- (1) 住民票の写し（申請者世帯全員のもので続柄の記載があるもの）
- (2) 対象住宅の賃貸借契約書の写し
- (3) 申請者世帯全員（交付申請時において、18歳未満の者を除く。）の住民税納税証明書又は非課税証明書
- (4) 対象住宅が新耐震基準に適合又は同等の耐震性能を有していることがわかる書類
- (5) 住宅の用に供する部分の占有面積がわかる書類
- (6) 住宅施策等に関するアンケート
- (7) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認める書類

2 前項の規定にかかわらず、区長が特に提出の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(交付決定)

第7条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、応援金の交付の可否を決定したときは、世田谷区子育て・若者夫婦世帯住み替え応援金交付決定通知書（第2号様式）又は世田谷区子育て・若者夫婦世帯住み替え応援金不交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定により応援金の交付を決定したときは、その日の翌月末日までに応援金を交付するものとする。

3 区長は、応援金の交付が暴力団の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるときは、応援金の交付を決定してはならない。

(交付決定の取消し)

第8条 区長は、前条の規定により応援金の交付を決定した者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、世田谷区子育て・若者夫婦世帯住み替え応援金交付決定取消通知書（第4号様式）により交付決定者に通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正の行為により交付決定を受けたことが判明したとき。
- (2) 法令又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、交付決定を取り消すことが適当であると区長が認めるとき。

2 区長は、前項の規定による取消しをした場合において、既にその取り消しに係る部分の応援金を交付しているときは、世田谷区子育て・若者夫婦世帯住み替え応援金返還命令書（第5号様式）により期限を定めてその返還を命じなければならない。

(違約加算金及び延滞金)

第9条 区長は、前条の規定により応援金の返還を命じたときは、その命令に係る応援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該応援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

2 区長は、応援金の返還を命じた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

（延滞金の計算）

第10条 前条第2項の規定により区長が延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた応援金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

（調査等への協力）

第11条 区長は、この要綱に基づく申請者世帯に対し、応援事業の効果等の検証のためアンケート調査その他の協力を求めることができる。

（業務の委託）

第12条 区長は、応援金の交付に係る業務のうち一部を民間事業者等に委託することができる。

（委任）

第13条 この要綱の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

2 第4条第2号に規定する賃貸借契約は、令和8年4月1日以後に締結したものを対象とする。

3 第6条に規定する交付申請は、令和8年6月1日から受け付けるものとする。